

告 示

埼玉県選管告示第六十号

令和七年十一月三十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第八区 越谷市）における開票の事務は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定に基づき選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和七年十一月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳